

新型コロナウイルスの影響で休業した場合、 特例的にトライアル雇用期間を変更できるようになりました

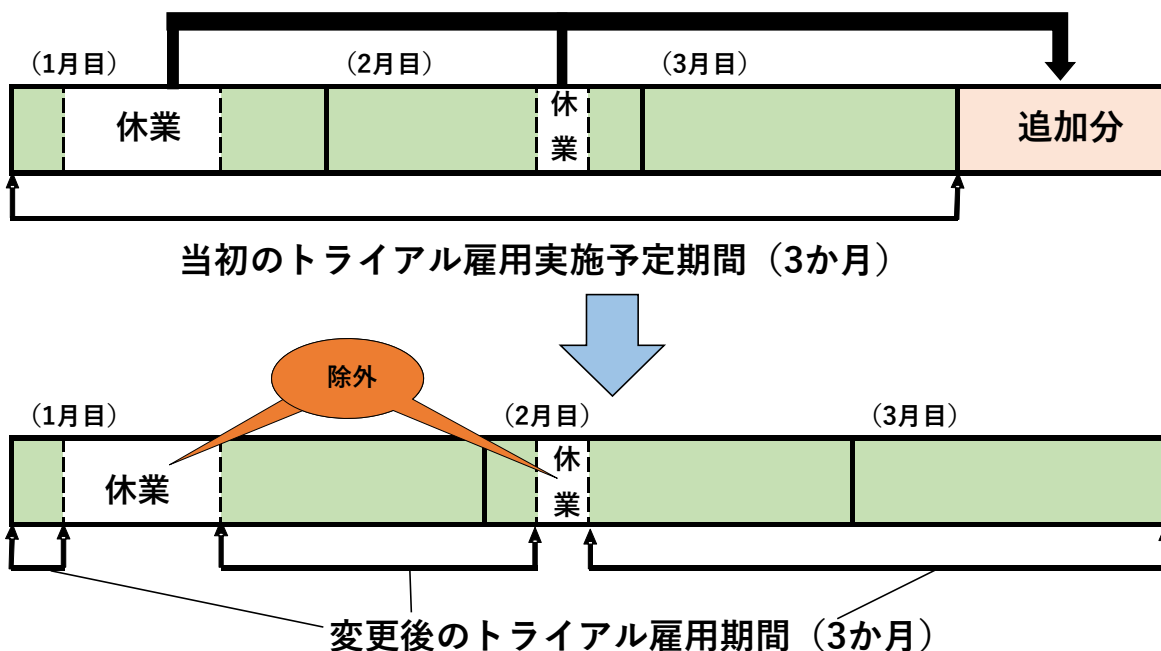
トライアル雇用※期間中に新型コロナウイルスの影響で休業した場合、休業中の勤務予定日を除いて、終了予定日の翌日以降に追加することができます。ただし、すでにトライアル雇用を終了している場合は対象となりません。

※トライアル雇用とは、求職者及び求人者の相互理解を促進することを目的に、一定期間（原則3か月）試用雇用することをいいます。離転職を繰り返している者等の就職困難者を対象としたもの、障害者を対象としたもの（「障害者トライアル雇用」「障害者短時間トライアル雇用」）、新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方を対象としたもの（「新型コロナウイルス感染症対応トライアル雇用」、「新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアル雇用」）があります。

トライアル雇用期間を変更するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ・ 令和2年4月1日～令和3年6月30日の間にトライアル雇用期間が含まれていること
- ・ 上記期間中に新型コロナウイルスの影響で対象者を休業させたこと
- ・ 休業により、対象者の適性が見極めが難しくなったこと
- ・ トライアル雇用期間の変更について労働者との合意があること

（トライアル雇用期間の変更例）



※上記トライアル雇用を実施した中小建設事業主が若年者や女性を対象にしていた場合のトライアル雇用も、同様に特例をご利用できます。

<ご注意ください！>

変更前後でトライアル雇用期間中の**合計勤務日数**が同じになるようにすること。

- ▶ 変更する場合は、「トライアル雇用実施計画書変更届（新型コロナ特例）」を提出する必要があります。
- ▶ 詳しくは、お近くの労働局・ハローワークにお問い合わせください。